

# 医労連速報 '14春闘

2014年3月7日 No19 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医労連 tel 03-3875-5871

『5局長通知が出て現場は変わっていない』と怒りの訴え

## 厚労省交渉4(労働関係)

## 3・6対政府交渉



奥山副委員長をはじめ21名の参加で交渉を行いました。厚生労働省側からは労働基準監局監督課、安全衛生部労働衛生課、労働衛生部労働衛生課、労働条件改善政策課、医政局看護課が対応しました。

### ■法違反なくすために監督・指導の強化を これに対して監督課から、「①労働基準

法違反事業所には是正指導を行い、昨年から賃金不払い残業の監督指導の強化している。24年、医療福祉保険業は1730件監督指導、うち何らかの法違反は1368件で行政指導を行った」としました。交渉団は、「看護職員の労働実態調査の結果では、3/2が不払い残業があると回答した」「宿日直では休憩時間が47%取れてないと回答した」「5局長通知が出て、現場では労基法違反、前残業やサービス残業が常態化している」と実態を訴え、改善を求めました。

### ■労働安全衛生委員会とメンタル対策・腰痛対策で監督・指導強化を

労働衛生局から①医療福祉業の労働安全衛生委員会設置割合について平成23年度は65.2%、②強い不安やストレスを感じている労働者は6割以上という結果がある。心の健康指針に基づきメンタルヘルス支援のため、産業保健推進センターなどを設置し国の支援の活用を促し、設置・対策を徹底、改善の努力とするように周知している、③腰痛対策予防指針を19年ぶりに改訂した。昨年度は社会福祉施設に対して、日本コンサルタント会に委託し50人以上の施設を対象に都道府県で腰痛対策学習会を1回以上実施した。今年度は医療保険業にまで広げ全国の都道府県で1回以上の講習会を予定している、と回答しました。これに対して「腰痛が職業病だという認識が低く労災申請もしていない」「経営者もこの指針のことを知らない」と追及し、改めて経営者・労務管理者を含めた労働安全管理と指針の周知強化を訴えました。

### ■夜勤規制、夜勤労働者保護を進めてほしい

医政局看護課から、①医療現場で働く方が健康で働くことは安全・安心な医療を受ける国民全体の問題ととらえている、②5局長通知をだし、企画委員会を設けて労働時間管理者への研修を実施、労使共同して自主的な改善をはかっている、と回答。交渉団からは「5局長通知がでて、現場は変わっていない」「労働時間管理者の設置が進んでいない。誰が管理者なのか明確にしてほしい」「母性保護破壊も深刻で、子育てとの両立も難しい」「人事院勧告月8

日以内夜勤と規定されていても実態は守られていない」などと訴えました。また、「夜勤が有害で発癌性や健康被害があることは明らかになっている。夜勤を規制してほしい、罰則規定が必要だ」「特に高齢者の夜勤規制をお願いしたい」など、具体的な提案を行いました。

## 文科省交渉

日本医労連からは、慶應大、日本医科大、東京女子医大、横浜市大、福岡県医労連本部から参加があり、総勢 7 名で要請を行いました。文部科学省からは、医学教育課大学病院支援室病院第一係長が出席しました。

### ■医師養成数の増加に鈍り。地域枠の偏りも

2014 年度の医師養成数は、全体で 28 名増の 9069 名となり、増加した 28 名中 24 名は地域枠として青森、秋田、茨城、埼玉、神奈川などに配分されたとのことでした。要請団からは、養成数の増加が少なくなっている点や地域枠に偏りがあることなどを指摘しました。それに対し文科省は、これまでよりも養成数の増加は鈍っているが、政府が 2008 年から医師養成増に取り組み始め、その間の卒業生がいよいよ医療現場に医師として着任し始めるため、定着度合いなどその後の状況を見ながら引き続き医師養成増に取り組む意向などが説明されました。

### ■医科大学の役割を考慮した消費税負担の軽減策を！

国立大学病院運営金については、震災復興財源に充てるためとして実施してきた国家公務員の賃金カット（平均 7.8%）を 3 月末で終了するため、人件費補てん分を含め 332 億円の増額予算となったことや、私立医科大学経常費補助金も 9 億円の予算増を要求していることなどが説明されました。しかし、消費税増税による医科大学の負担に対する軽減策などは特別とられていない内容でした。要請団からは、消費税負担増への対応は一律に診療報酬に上乗せされたが十分ではなく、高度医療を実践し、研究・教育機関を兼ねる大学病院は、医療材料や機器、施設など、消費税増税の影響を受ける度合いも高く、その点も配慮した負担軽減をとるべきと指摘しました。文科省からは、消費税増税の決定や診療報酬改定などは管轄外ということもありこれ以上の答えはできないが、指摘の点は十分理解できるとの反応でした。

### ■厚労省と連携して医師・看護師が働き続けられる労働環境を！

看護師確保法・基本指針や、5 局長・6 局長の厚労省通知に関しては、文科省として養成に責任を持っているとしたうえで、とりわけ看護教育では、看護師確保法ができて以降、大学の看護学部が 11 学部から 210 学部へ急増し、養成数は年間 558 人から 17,779 人にまで増えているとしました。要請団は、医療現場の厳しい労働実態を訴えながら、医師・看護師の養成に責任を持つ文科省としても、質の高い教育を提供して、時間もお金もかけて養成した医師・看護師が、あまりにも過酷な労働環境によりすぐに辞めることに危機感を持ち、厚労省とも連携し、はたらき続けられる労働環境作りと人員増に積極的にかかわるべきと強く要請しました。



省庁交渉に呼応してシュプレヒコールを行う「抗議の座り込み行動」参加者